

上伊那採択地区協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、上伊那採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について必要な事項を協議するため、上伊那採択地区協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会を設ける教育委員会)

第2条 協議会は、次に掲げる教育委員会（以下「関係教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1)伊那市教育委員会
- (2)駒ヶ根市教育委員会
- (3)辰野町教育委員会
- (4)箕輪町教育委員会
- (5)飯島町教育委員会
- (6)南箕輪村教育委員会
- (7)中川村教育委員会
- (8)宮田村教育委員会
- (9)辰野町塩尻市小学校組合

第2章 組織

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1)関係教育委員会の教育長
- (2)関係教育委員会がそれぞれ指名する関係教育委員会の委員それぞれ1名
- (3)上伊那地区PTA連合会が推薦するPTA3名

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会の会長（以下「協議会長」という。）は、前条第1項に定める委員のうち、上伊那市町村教育委員会連絡協議会会長の職にある者を充てる。

- 2 協議会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で協議会長が交代した場合における後任の協議会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会長の職務代理)

第6条 協議会長に事故があるときにその職務を代理する者は、第4条第1項に定める委員のうち、上伊那市町村教育委員会連絡協議会副会長の職にある者を充てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、協議会長が所属する教育委員会において処理する。

第3章 会議

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、協議会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、協議会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、協議会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 協議会の会議は、委員の過半数かつ協議会長及び協議会長が所属する教育委員会を除く関係教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 協議会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第10条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び長野県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の場合において協議が調わない種目があるときは、委員は当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、協議会長がこれを

決する。

(選定した教科用図書の通知)

第 1 1 条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、協議会長は、遅滞なく関係教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第 4 章 教科用図書調査研究員会

第 1 2 条 協議会は、選定に必要な教科用図書を共同で調査研究を行うため、教科用図書調査研究員会（以下「調査研究員会」という。）を置く。ただし、第 4 項に規定する見本の送付がなく教科用図書の調査研究を行う必要がないときは、調査研究員会を置かないことができる。

2 調査研究員会の調査研究員は、次に掲げる者のうちから、協議会の意見を聴いて協議会長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 上伊那校長会長の推薦を受けた小学校又は中学校の校長、教頭若しくは教諭

3 調査研究員会の人数は次のとおりとする。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 3 名

(3) 調査研究員長 各種目 1 名

(4) 調査研究員 各種目 2 名以上

4 調査研究員会は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

第 5 章 雑則

(情報の公開)

第 1 3 条 協議会及び調査研究員会に関する情報の公開については、別に定める。

(守秘義務)

第 1 4 条 協議会の委員及び調査研究員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(経費の支弁の方法)

第 1 5 条 協議会に要する費用は、関係教育委員会の協議により決定した額について、関係市町村が負担する。

2 前項の費用の収受及び支出は、上伊那市町村教育委員会連絡協議会事務局が行う。

(補則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 規約を変更しようとするときは、関係教育委員会の協議によりこれを行わなければならない。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の上伊那採択地区協議会規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。